

岩手県企業局管理規程第6号

県営工業用水道供給規程及び県営工業用水道ろ過規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月28日

岩手県企業局長 森 達也

県営工業用水道供給規程及び県営工業用水道ろ過規程の一部を改正する規程

(県営工業用水道供給規程の一部改正)

第1条 県営工業用水道供給規程(昭和53年岩手県企業局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(使用水量の決定) 第17条 管理者は、 <u>毎月別</u> に定める日に量水器を点検し、 <u>その月の前月分</u> の使用水量(以下この条において「 <u>前月分の使用水量</u> 」という。)を決定するものとする。 2 量水器の故障等により、 <u>前月分</u> の使用水量が明らかでないときは、当該使用者の使用実績その他の事情を考慮して管理者が <u>これを</u> 決定するものとする。 3 管理者は、前2項の規定により決定した <u>前月分</u> の使用水量を使用者に通知するものとする。	(使用水量の決定) 第17条 管理者は、 <u>各月ごと</u> に別に定める日に量水器を点検し、 <u>その月分</u> の使用水量を決定するものとする。 2 量水器の故障等により使用水量が明らかでないときは、 <u>その月分の使用水量は</u> 、当該使用者の使用実績その他の事情を考慮して管理者が決定するものとする。 3 管理者は、前2項の規定により決定した <u>その月分</u> の使用水量を使用者に通知するものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(県営工業用水道ろ過規程の一部改正)

第2条 県営工業用水道ろ過規程(昭和59年岩手県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(使用水量の決定) 第8条 管理者は、 <u>毎月別</u> に定める日に量水器を点検し、 <u>その月の前月分</u> の使用水量(以下この条において「 <u>前月分の使用水量</u> 」という。)を決定するものとする。 2 量水器の故障等により、 <u>前月分</u> の使用水量が明らかでないときは、当該使用者の使用実績その他の事情を考慮して管理者が <u>これを</u> 決定するものとする。 3 管理者は、前2項の規定により決定した <u>前月分</u> の使用水量を使用者に通知するものとする。	(使用水量の決定) 第8条 管理者は、 <u>各月ごと</u> に別に定める日に量水器を点検し、 <u>その月分</u> の使用水量を決定するものとする。 2 量水器の故障等により使用水量が明らかでないときは、 <u>その月分の使用水量は</u> 、当該使用者の使用実績その他の事情を考慮して管理者が決定するものとする。 3 管理者は、前2項の規定により決定した <u>その月分</u> の使用水量を使用者に通知するものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、令和5年3月28日から施行する。